

## 子育て支援関連給付金



子育て家庭の皆さんへ

### 子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

児童手当を受給する世帯（令和2年3月31日現在）に対して、児童手当に上乘せし、子育て世帯への臨時特別給付金を支給します。

※公務員は申請が必要です。申請書を勤務先から受け取り、子育て支援課に提出してください。

対象者	公務員以外	公務員
対象児童	令和2年4月分の児童手当支給対象児童（新高校1年生を含む）	
給付額	児童1人につき1万円	
申請	不要	申請書子育て支援課へ提出
申請期限	-	9月30日（水）必着
支給予定日	6月5日（金）振り込み	6月中旬以降（申請があり次第、順次振り込み）

※特例給付の人は対象外です。

### 子育て世帯特別定額給付金を支給します **市独自!**

市内に住所を有する18歳以下の児童がいる世帯に対して、市独自に給付金を支給します。

**支給世帯** 18歳以下の児童がいる世帯

**対象児童** 18歳以下の児童  
（平成14年4月2日から令和2年4月27日生まれで、4月27日現在、三豊市に住民登録のある児童）

**給付額** 対象児童1人につき2万円

※対象世帯に案内通知を郵送しています。申請の必要な人は、9月30日（水）までに返信用封筒にて郵送してください。

	対象者	申請の要否	支給予定日
中学生まで	児童手当受給者	不要	6月5日（金）振り込み
	公務員・上記以外の人	必要	申請があり次第、順次振り込み
高校生など	弟・妹が児童手当受給者	不要	6月5日（金）振り込み
	公務員・上記以外の人	必要	申請があり次第、順次振り込み



ひとり親家庭などの皆さんへ

### 児童扶養手当受給者等緊急支援給付金を支給します **市独自!**

児童扶養手当受給者などに対して、市独自に給付金を支給します。

**支給対象**

①令和2年4月1日以降の児童扶養手当受給者で、5月期・7月期の児童扶養手当受給者  
※ただし、現況届などの各種手続きおよび書類の未提出、未審査により資格の更新がされていない場合などは対象外とします。

②遺族年金または障害年金を受給しているため、児童扶養手当を申請していない人  
※②の対象者は6月26日（金）までに申請が必要です。なお、申請者と扶養義務者の所得により支給対象外となる場合があります。

**給付額（1期分）**

対象児童	加算額
1人目	3万円
2人目	4万円
3人目以降	5万円

**支給予定日**

令和2年5月期および7月期の定期支払日と同日

例：対象児童2人の場合…支給額7万円（1人目3万円+2人目4万円）

▶このページの給付金に関する問い合わせ 子育て支援課 ☎ 73-3016

# 特別定額給付金の申請と給付について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。5月に各世帯へ申請書を郵送していますので、8月20日（木）までに申請をしてください。

## 1. 給付対象者および受給権者

**給付対象者** … 基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されているすべての人（外国人を含む）

**受給権者** …… 給付対象者の属する世帯の世帯主

## 2. 給付額

対象者1人につき10万円

## 3. 給付金の申請および給付方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の（1）および（2）を基本とし、給付は原則として世帯主の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。

※やむを得ない場合に限り、窓口における申請および給付が可能です。

### （1）郵送申請方式

市から受給権者宛てに郵送された申請書に**振込先口座を記入し、世帯主の振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを貼付し、返信用封筒にて郵送してください。**

### （2）オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者のみ利用可）

マイナポータルから**振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請してください（本人確認は電子署名によって実施します）。**

※オンライン申請は世帯主のみ可能です。

※世帯主がマイナンバーカードを持っていない場合は、オンライン申請できません。

申請書は水色の封筒で送付しています



## 4. 申請期限

**8月20日（木）※郵送の場合は当日消印有効**

（期限を過ぎた場合には、給付金の申請ならびに給付はできませんので、ご注意ください）

## 5. 給付開始日

（1）郵送申請方式 …… 5月29日（金）から順次口座振り込み

（2）オンライン申請方式 …… 5月22日（金）から順次口座振り込み



**個人情報 通帳、キャッシュカード 暗証番号の詐取にご注意ください!**

三豊市や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いしたり、「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込を求めたりすることは、絶対にありません!



▶特別定額給付金に関する問い合わせ 新型コロナウイルス対策課 ☎ 73-3034

## 三豊市では

# 『手話言語条例』と『障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例』を施行しました

4月から「手話言語条例」と「障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の2つの条例が施行されました。

誰もが分け隔てられることなく共生できる社会を実現するために、手話やコミュニケーションについて考えてみましょう。

### Q.それぞれどんな目的で作られた条例なの？

A. 「手話言語条例」の目的は、手話が言語であることに基づいて普及活動を進めることです。「障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」は障がいのある人も無い人と同じようにコミュニケーションが円滑に図れるような環境の整備を推進することが目的です。

### Q.手話って何？

A. 手や指の動き、体の動きや顔の表情などを使って、表現することができる視覚言語です。手話を使って生活している人にとっては、自然に気持ちを伝えられる大切なコミュニケーション方法です。



### Q.どうやって手話を覚えるの？

A. 地域の手話奉仕員養成講座、手話サークル、ボランティア活動などを通して覚えられます。

### Q.聴覚障がいのある人は、どんなコミュニケーションを取っているの？

A. 手話のほかに、文字、相手の表情や口元の動きなどから必要な情報を得ています（手話ができない人もいます）。



### Q.視覚障がいのある人は、どんなコミュニケーション方法から情報を得ているの？

A. 音声や点字、直接手で触ることなどで、必要な情報を得ています（点字が読めない人もいます）。

## 私たちにできること

- ・市などが主催する手話の研修や講座などがあれば、積極的に参加しましょう
- ・手話に対する理解を深め、おもてなしの心を持った対応に努めましょう
- ・事業者の皆さんは、ろう者（聴覚障がいのある人）が働きやすい環境づくりに努めるとともに、障がいがある人も無い人も、円滑にコミュニケーションが取れるように努めましょう
- ・「ヘルプマーク」や「災害用バンダナ」を着けている人がいたら、思いやりのある行動を心がけましょう



### ヘルプマーク

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が身に着けています



### 災害用バンダナ

災害時などに身に着けることで、聴覚に障がいがあることや、手話・筆談のコミュニケーションが必要であることを知らせています

※「ヘルプマーク」・「災害用バンダナ」は福祉課で配布しています

▶問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015

## —市長から市民の皆さまへのメッセージ—

市民の皆さまには、三豊市における新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取り組みに対し、多大なご協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

三豊市といたしましては、感染防止対策と市民の皆さまの暮らしや経済を支える取り組みに全力を尽くしてまいります。市民の皆さまにおかれましても、ご自身と大切な人の命と健康を守るため、県外への不要不急の外出を控えていただくとともに、3密の回避や手洗い・手指消毒の徹底など「新しい生活様式」の実践を心がけていただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の早期終息をめざすため、感染防止対策へのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

三豊市長 山下 昭史

## 新型コロナウイルス感染症を予防しよう

新型コロナウイルスを寄せつけないために、免疫力を高めましょう。

免疫力は、①バランスのよい食事、②十分な睡眠、③適度な運動で維持・向上します。

### ①バランスの良い食事

- ・ある特定の栄養素や食品に偏らず、いろいろな食品からさまざまな栄養素を取ることが大切です。
- ・1日の3度の食事に主食、主菜、副菜をそろえましょう。



### ②十分な睡眠

- ・少しぬるめのお湯につかると副交感神経が優位になり、リラックス効果が得られます。お風呂でリラックスして、早めの時間に布団に入ることも1つの方法です。
- ・寝る直前まで、テレビやスマホ、パソコンを見ていると寝つけないことがあります。



### ③適度な運動

- ・人混みを避けての散歩、家でスクワットなどの筋トレ（1日10～20回を目標に）、ラジオ体操、ストレッチなど、できる運動を行いましょう。
- ・畑仕事、庭いじり、片付けなど、家でできる用事や楽しみで体を動かしましょう。



## 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

次の症状に該当する人は、すぐにご相談ください！

- 息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある
  - 重症化しやすい人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
  - 上記以外の人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く
- ※妊婦の人も重症化しやすい人と同様に早めにご相談ください。



重症化しやすい人とは

- 高齢者
- 糖尿病、高血圧、心疾患など基礎疾患を持っている人
- 免疫抑制剤や抗がん剤を使用している人

重症化しやすい人に該当する場合や、家族が該当する場合は、特に注意が必要です。帰宅時、咳やくしゃみ・鼻をかんだ時や、食事の前などは手洗いによる手指衛生を行ってください。また、換気の悪い狭い部屋での集会などへの参加は避けるようにしましょう。

相談先：香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター

専用ナビダイヤル 0570-087-550（24時間受け付け）  
新型コロナウイルス感染症に関する一般の健康相談もこちらまで

▶問い合わせ 健康課 ☎ 73-3014